

農政対策資料
令和元年10月

農政をめぐる情勢

目 次

- | | | |
|----|---------------|----|
| I | 日米貿易協定が最終合意 | 1 |
| II | 豚コレラ対策、防疫指針改定 | 25 |

J A 愛知中央会

今月号のあらまし

I　日米貿易協定が最終合意

9月26日未明（日本時間）米国ニューヨークで日米首脳会談が開催され、日米貿易協定に係る最終合意が確認され、共同声明に署名した。

農林水産品にかかる日本側の関税について、関税撤廃率は、TPPが82%に対し、日米貿易協定では37%となった。関税削減・撤廃する品目については、TPPと同じ内容で関税削減・撤廃し、発効時からTPP11締約国と同じ税率を適用する。

なお、牛肉のセーフガード発動数量は24.2万t（2020年）とされたが、今後TPP参加国と再協議し、TPP11の協定の修正を目指すことが日米間で確認された。

10月15日、日米貿易協定の承認案が閣議決定され、臨時国会に提出された。下旬以降審議が行われる見通しとされており、2020年1月1日の発効を視野に国会批准が進められると見込まれる。

なお、共同声明では、協定発効後最大4か月間の協議を経て、「関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁」等に関する交渉を進めるとしており、注視する必要がある。

II　豚コレラ対策、防疫指針改定

10月15日、農水省は、予防的なワクチン接種を盛り込んだ新たな豚コレラの特定家畜伝染病防疫指針を施行した。愛知県は予防的ワクチン接種推奨地域に設定されている。

同日、大村知事は県内全域へのワクチン接種を実施すると表明した。改定防疫指針に基づき、接種プログラムを国に提出し、10月下旬に接種を始める予定とした。

| 日米貿易協定が最終合意

— 米国産米の輸入枠は除外、牛肉SGは24万t —

1. 日米貿易協定に最終合意

(1) 日米首脳会談の開催

- 9月26日未明(日本時間)米国ニューヨークで日米首脳会談が開催され、日米貿易協定に係る最終合意が確認され、共同声明に署名した。
(共同声明は別紙1、協定の概要は別紙2の通り)

【日米共同声明要旨】

1. 日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の最終合意を確認。国内手続が完了した後、早期に発効させることを共に望む。
2. 一定の農産品及び工業品の関税を撤廃又は削減する。
3. 日米両国は、日米貿易協定の発効後、4か月以内に協議を終える意図であり、その後、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である。
4. 日米両国は、これらの協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、日米両国は、他の関税関連問題の早期解決に努める。
5. これらの成果を、日米関係の力強さの具体的な証左として歓迎する。

- 首脳会談終了後、安倍首相は記者会見を行い、最終合意に達した日米首脳会談について「日米双方にとって、WIN-WINとなる結論を得ることができた」などと発言した。
- 日米共同声明では、貿易協定発効後、4カ月以内に、新たな交渉に関する協議(予備協議)を完了させるとしている。新たな交渉では、サービスや投資など、今回取り上げられなかった分野も対象になる。

(2) 茂木外相による合意内容の説明

- 首脳会談後、茂木外相は会見を行い、日米貿易協定にかかる説明を行った。農産品については、コメを完全に除外したこと、TPP枠（TTPワイド）の33品目で米国枠を措置しなかったことなどを例に挙げ、TPPの範囲内で合意できた旨を述べた。
- 米国による自動車・自動車部品への追加関税については、日本は対象外となることが共同声明に盛り込まれ、日米首脳会談や茂木外相・ライトハイザー米通商代表による閣僚協議で明確に確認されたと説明した。
- なお、サービス、投資分野を対象とする新たな交渉については、「協定発効後4か月以内に終了することを意図する協議の中で、どの部分の交渉をやるのかを決めて、交渉に入る」と述べた。

(3) 米国政府の見解

- 9月25日（米国時間）、ホワイトハウスおよび米国通商代表部（USTR）は日米貿易交渉が最終合意に至ったことを公表し、新たに約70億ドル相当の日本の農産物市場開放がなされたことやTPP11と同等の競争条件が確保されることなど、農業分野での成果を示した。

【ホワイトハウス公表資料概要】

- ・協定により日本は米国産農産物に対し約70億ドル規模の市場を開放することとなる。
- ・今後数か月のうちに米国は最終的かつ包括的な貿易取引のためのさらなる貿易交渉を行う予定である。
- ・日本との新たな協定により米国農業者や労働者、企業は競争条件が公平なものとなり、非常に大きな利益がもたらされる。
- ・米国農業者はより効果的に競合国と競争することが可能となる。
- ・全体として、この協定は貿易を拡大させ、我々の貿易赤字を十分に削減するものである。

- 同日、ライトハイザー米通商代表は、記者会見を行い日米貿易協定の概要について説明したのち、質疑に答える形で「(2020年)1月1日には発効する見込みだ」「4月末までには、日米FTAにつながる次の段階の交渉が開始されうる」といった見通しを示した。

2. 主な合意内容

- 農林水産品にかかる日本側の関税について、関税撤廃率は、TPPが82%に対し、日米貿易協定では37%となった。これは米国からの輸入実績のない品目、林産品・水産品について関税削減・撤廃されないことによる。
- また、米国側で、日本の輸出関心が高いとされる42品目（醤油、菓子類、冷凍ながいも、切り花等）が関税削減・撤廃された。
- 一方で、関税削減・撤廃する品目については、TPPと同じ内容で関税削減・撤廃し、発効時からTPP11締約国と同じ税率を適用する。（2019年度内に発効に至った場合、TPP11の2年目の関税率を適用）
- TPPでセーフガードを措置していた品目については、TPPの発動基準数量とは別に米国の発動基準数量が設定される。なお、牛肉のセーフガード発動数量は24.2万t（2020年）とされたが、今後TPP参加国と再協議し、TPP11の協定の修正を目指すことが日米間で確認されている。
- 日本企業の輸出関心が高い工業品の関税も撤廃・削減された。ただし、自動車・自動車部品については、今般の合意では先送り（現状の関税は維持）とされ、米国譲許表には「さらなる交渉による関税撤廃」と記載された。なお、追加関税（米通商拡大法232条）は適用しないことが確認された。
- 主な合意内容は次頁の通り。（詳細は別紙3の通り）

【日米貿易協定の主な合意内容】

	日米貿易協定の合意内容	(参考) TPPにおける合意内容
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> セーフガードを設けた上で、発効時にTPP参加国と同水準まで下げる。 セーフガード…2020年度の発動数量は24.2万t（2018年度の米国産牛肉輸入量は25.5万t）。 段階的に広げ、2033年度には29.3tとなる。 TPP参加国に対し発動基準数量の修正協議を求める。 日本から米国向けの牛肉について、現行の日本枠200tと64,805tの複数国枠を合わせた65,005tの低関税輸入枠へのアクセスを確保 	<ul style="list-style-type: none"> 38.5%の関税を段階的に9%まで引下げ TPP参加国（米国分含む）の輸入総量を発動基準としたセーフガードを措置（初年度59万t→16年目73.8万t） 米国は、日本産牛肉に無税枠を設ける。発効初年度に3,000t
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> セーフガードを設けた上で、発効時にTPP参加国と同水準まで下げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 差額関税制度は維持した上で、従量税・従価税を段階的に引下げ（従価税は10年目に撤廃） 各国の過去輸入数量もしくはTPP参加国の輸入総量を発動基準としたセーフガードを措置
米	<ul style="list-style-type: none"> 米国産米については、精米や玄米、調製品や加工品も含め、関税撤廃や削減対象から全て除外、輸入枠も設けない 	<ul style="list-style-type: none"> 米国に対し国別枠を新設（当初3年5万実t→13年目以降7万実t）
小麦	<ul style="list-style-type: none"> TPPと同様にマークアップ（輸入差益）を削減し、米国に年間で最大15万t設ける方向 	<ul style="list-style-type: none"> 米国に対し国別枠を新設（当初11.4万t→7年目以降17万t）
バター・脱脂粉乳など	<ul style="list-style-type: none"> バター・脱脂粉乳…新たな米国枠は設けない（既存のWTO枠） ホエイ・チーズ…TPPと同様 	<ul style="list-style-type: none"> バター・脱脂粉乳については、低関税枠としてTPP枠を新設（5年目まで6万t→6年目以降7万t） ホエイは、セーフガードを措置した上で、21年目に関税を撤廃 直接消費用ナチュラルチーズ等は関税維持。原料用チーズは16年目に関税撤廃
オレンジ（生果）	<ul style="list-style-type: none"> セーフガード発動基準数量をTPPの95%水準で設定（2019年度：35,150t→2024年度44,650t） 	<ul style="list-style-type: none"> セーフガード発動基準数量を設定
自動車	<ul style="list-style-type: none"> 米国の譲許表に「更なる交渉による関税撤廃」と記載 	<ul style="list-style-type: none"> 日本製乗用車に対する2.5%の関税を段階的に削減し、25年目に撤廃 日本製トラックに対する25%の関税を29年間維持し、30年目に撤廃 8割超の自動車部品について、関税を即時撤廃。以降隨時、関税撤廃を進め、15年目には全ての自動車部品で関税撤廃

3. 国内の動向

(1) 政府・与党の動向

- 9月26日、江藤農相は談話を発出し、「過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限との考え方の下、粘り強く交渉に取り組んできた。」、「最終合意においては、農林水産品に係る日本側の関税について、TPPの範囲内とすることができた。」とした。
- また、「合意内容について説明を尽くしていく。また、強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、我が国農林水産業の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等万全の対策を政府一体となって講じていく。」とした。
(農林水産大臣談話は別紙4の通り)
- 27日に行われた閣議後の記者会見において江藤農相は、「いい合意なら追加対策はいらないのではないかという意見が財務から出てくる」と述べつつも、「(貿易交渉の発効により) 少しずつ競争環境が変わる中で…その将来を見据えた対策をする」などと、農業者への説明と(TPP等関連政策)大綱の見直しにより、生産現場の理解を深めていく考えを示した。
- 10月1日、安倍首相は、第5回TPP等総合対策本部を開催し、「総合的なTPP等関連政策大綱改訂に係る基本方針」を決定した。
- 同基本方針では、①日本企業・日本産品等による新たな市場開拓を促す、②国内産業の競争力を強化、③農林水産業の生産基盤の強化とともに新市場開拓の推進、の3点を検討の柱として、本年秋を目途に「総合的なTPP等関連政策大綱」を改訂することとした。

(2) JAグループ・経団連・商工会議所の受け止め

- 9月26日、日米貿易交渉の最終合意が確認されたことを踏まえ、中家JA全中会長も談話を発出し、「公表された合意内容は、昨年9月の日米共同声明の内容をふまえた結論を得ることとなったと受け止めている。」とした。
- また、「政府・与党におかれては、今後、農産物の輸入動向、国内需給・価格への影響等をふまえ、総合的なTPP等関連政策大綱に基づく必要な対応をお願いしたい。また、生産現場への合意内容の十分な周知に意を尽くしていただきたい。」とした。
- 同日、日本経団連会長、日本商工会議所会頭もコメントを発出した。要旨は以下の通り。

(日本経団連中西会長)

- ・わが国の工業品輸出について、一部継続協議に委ねられたとはいえ、総体として早期の関税撤廃・削減に合意したこと、協定履行中は協定および共同声明の精神に反する行動をとらないことが確認されたことは評価できる。
- ・政府においては、今回の合意をも梃子に、東アジア地域包括的経済連携（R C E P）の早期実現などを通じて、自由で開かれた国際経済秩序の維持・発展に引き続きリーダーシップを發揮していただきたい。

(日本商工会議所三村会頭)

- ・米国に輸出する自動車に対する追加関税の発動や、自動車輸出の数量規制など管理貿易的措置を、協定の履行中は日本に求めないことが共同声明に盛り込まれた点は高く評価したい。
- ・自動車・自動車部品については、関税撤廃の時期や原産地規則の詳細など、継続協議となった事項の速やかな合意を期待する。

4. 米国の動向

(1) 米国議会関係者の反応

- 米国議会で通商政策等を扱う上院財政委員会や農業政策を扱う上下両院の農業委員会の幹部は、日米貿易交渉の最終合意に関し、歓迎の意を表明した。また、米国農業地帯である中西部の議員を中心に広く日米貿易協定の合意を歓迎する声があがっている。
- なお、民主党の一部議員からは、概ね歓迎する声があがっている一方、今後の交渉において農業分野に対するさらなる成果を要望する意見が出された。

(2) 米国農業界・産業界の反応

- 米国的主要な農業団体は、日米貿易協定の最終合意に対し、T P PやE Uといった経済連携協定により日本市場での競争力が低下しつつあるなかで、日本市場でのアクセス改善が図られるとして歓迎している。
- 他方、米国乳製品団体は今後の交渉においてさらなる市場アクセスの改善がなされることについての期待を表明している。また、今回の合意で除外とされたコメの団体は、現段階（10月3日時点）で反応を示していない。
- 主要な商工団体も概ね内容を歓迎する声明を発出しているが、各団体の声明は、サービス貿易を含めた包括的な協定や規制の改善など今後の交渉に関する要望に軸足が置かれた内容となっている。

(3) 米国マスコミの報道論調

- 米国マスコミでは、日本への農産物市場アクセスが改善されることや自動車分野の関税協議棚上げとされたこと等を概ね評価する論調で報道された。
- ただし、トランプ大統領がウクライナ大統領に圧力をかけ、政敵への政治介入を求めたとする疑惑により、下院民主党による大統領弾劾調査の開始が大きく取り上げられる中で、米国内では日本の報道ほど大きく取り扱われなかった。

5. 正式署名、承認案の国会提出、今後の動向

- 10月8日（日本時間）、法的な精査など必要な手続きを踏まえ、日米貿易協定等にかかる正式な署名が行われた。
- 15日、日米貿易協定の承認案が閣議決定され、臨時国会に提出された。下旬以降審議が行われる見通しとされており、2020年1月1日の発効を視野に国会批准が進められると見込まれる。
- 一方、米国ではTPA（大統領貿易促進権限）法に基づく大統領権限で対応を進めることとしており、米国議会の承認プロセスは経ないと見込まれる。

6. RCEPの動向

- 10月12日、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の閣僚会合がバンコクで開催され、約20分野ある交渉分野のうち、新たに8分野で合意し、計18分野で交渉を終えた。
- 11月上旬に開催予定の首脳会合での妥結を目指すこととされているが、今回の閣僚会合では、関税や投資などの分野で合意が得られず、通例となっている共同声明の公表は見送られた。また、日韓関係の冷え込みが全体の交渉に影響を及ぼす可能性もある。

日米共同声明
JOINT STATEMENT OF JAPAN AND THE UNITED STATES

1 我々、安倍晋三内閣総理大臣とドナルド・J・トランプ大統領は、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定に係る最終合意を確認し、歓迎する。我々は、今後、可能な限り速やかにこれらの協定の署名を行い、それぞれの国内手続が完了した後、早期に発効させることを共に望む。

We, Prime Minister Abe Shinzo and President Donald J. Trump, confirm and welcome final agreement on the Japan-United States Trade Agreement and the Japan-United States Digital Trade Agreement. We share the desire that these agreements will be signed at the earliest possible date and enter into force in the very near future, following the completion of our respective domestic procedures.

2 日米貿易協定は、世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するために、一定の農産品及び工業品の関税を撤廃又は削減する。日米デジタル貿易協定は、この分野における高い水準のルールを確立し、日米両国がデジタル貿易に関する世界的なルールづくりにおいて引き続き主導的な役割を果たすことを示している。

The Japan-United States Trade Agreement will eliminate or reduce tariffs on certain agricultural and industrial products to enhance bilateral trade in a robust, stable, and mutually beneficial manner between our nations, which together account for approximately 30 percent of global gross domestic product. The Japan-United States Digital Trade Agreement establishes high-standard rules in this area, demonstrating the continued leading role that both nations play in global rule-making on digital trade.

3 こうした早期の成果が達成されたことから、日米両国は、日米貿易協定の発効後、4か月以内に協議を終える意図であり、また、その後、互恵的で公正かつ相互的な貿易を促進するため、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である。

With the conclusion of these early achievements, Japan and the United States intend to conclude consultations within 4 months after the date of entry into force of the Japan-United States Trade Agreement and enter into negotiations thereafter in the areas of customs duties and other restrictions on trade, barriers to trade in services and investment, and other issues in order to promote mutually beneficial, fair, and reciprocal trade.

4 日米両国は、信頼関係に基づき、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定を誠実に履行する。日米両国は、これらの協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、日米両国は、他の関税関連問題の早期解決に努める。

Japan and the United States will faithfully implement the Japan-United States Trade Agreement and the Japan-United States Digital Trade Agreement based on mutual trust. While faithfully implementing these agreements, both nations will refrain from taking measures against the spirit of these agreements and this Joint Statement. In addition, both nations will make efforts for an early solution to other tariff-related issues.

5 我々は、これらの成果を、日米関係の力強さの具体的な証左として歓迎する。

We welcome these achievements as tangible evidence of the strength of the relationship between our two nations.

ABE SHINZO

Prime Minister of Japan

安倍晋三

日本国内閣総理大臣

DONALD J. TRUMP

President of the United States of America

ドナルド・J・特朗普

アメリカ合衆国大統領

2019年9月25日

ニューヨーク州、ニューヨーク市

September 25, 2019

New York, New York

日米貿易協定、日米デジタル貿易協定の概要

I 日米貿易協定

1 概要

- 世界のGDPの約3割（25.5兆ドル）を占める日米両国（人口約4.5億人）間の貿易協定。
※ TPP11+日EU・EPA+日米
世界のGDPの約59%（50.3兆ドル）、人口13.4億人
- 両国の国内手続完了通知後、30日（または別途合意する日）で発効。終了は通告後4か月。
- 通常の経済連携協定にある、紛争処理の規定は設けない。

2 農林水産品

<日本側>

概要

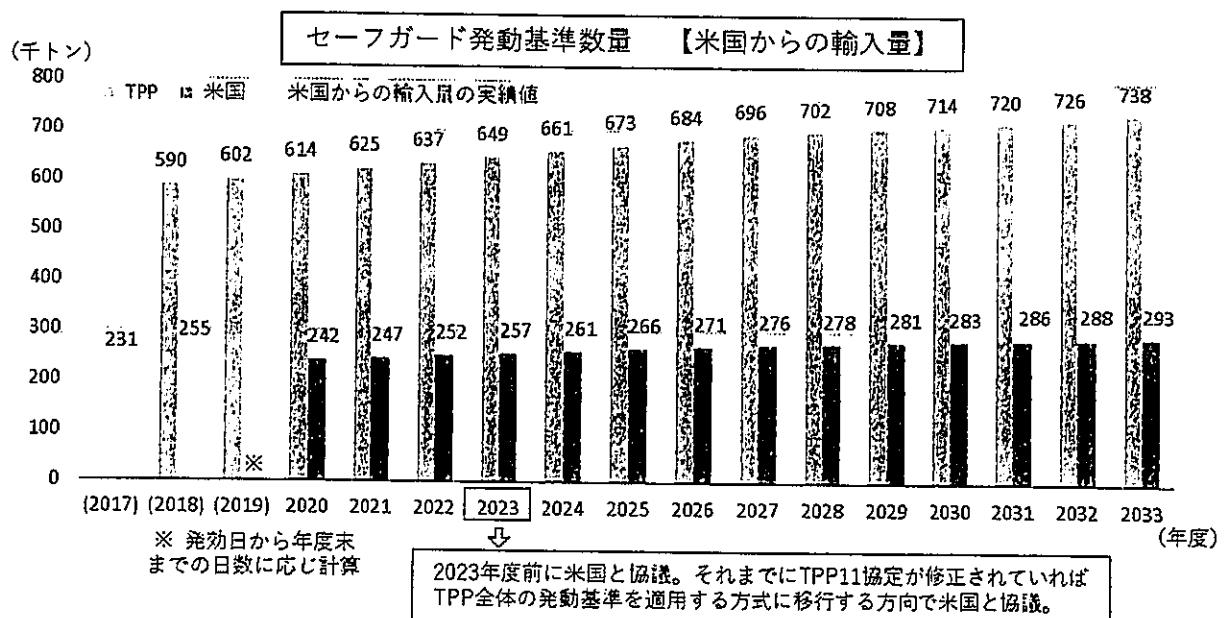
- 農林水産品に係る日本側の関税について、TPPの範囲内に抑制。
- コメは除外。
- TPPにおいてTPPワイドの関税割当枠数量が設定されている33品目（脱脂粉乳・バター等）について、新たな米国枠は設けない。
- 上記以外にも、輸入実績がない品目のほか、全ての林産品・水産品など幅広い品目について、譲許せず。
- それ以外の譲許品目は、TPPと同内容。発効時から、TPP11締約国と同じ税率を適用。

コメ

- 米粒（穀、玄米、精米、碎米）のほか、調製品を含めたコメ関係はすべて除外。

牛 肉

- 關税削減は TPP と同内容。
- セーフガード発動基準数量は、2020年度24万2千t（米国の2018年度実績25万5千tを下回る）、以後、TPPの発動基準数量と同様に増加。（2033年度で29万3千t）
- 2023年度以降については、TPP11協定が修正されていれば、米国とTPP11締約国からの輸入を合計して、TPP全体の発動基準数量を適用する方式に移行する方向で協議することに日米間で合意。



豚肉、小麦、乳製品

- 関税削減・撤廃は TPP と同内容。
- 脱脂粉乳・バターは TPP ワイドの関税割当品目のため、米国枠を設けず。なお、脱脂粉乳については、既存のWTO 枠内に、高いたんぱく質含有率を有するものに関する枠を 5 千 t (生乳換算) 設定する予定。

砂糖関係

- 粗糖・精製糖のほか、砂糖と競合する加糖調製品や砂糖菓子(チョコレート菓子等)は譲許せず。

酒類

- ワインについての関税撤廃は、 TPP と同内容。他の酒類(清酒、焼酎等)は譲許せず。
- 米国は、米国におけるワイン・蒸留酒の容量規制の改正に向けた手続、日本産酒類の 10 表示(国税庁長官が指定した地理的表示)の保護に向けた検討手続、酒類のラベルの承認のための手續の簡素化、米国市場における日本の焼酎の取扱いのレビューを約束。

※ 農産品について、米国との将来の再協議規定あり。

<米国側>

- 米国向けの牛肉について、現行の日本枠 200 t と複数国枠を合体。「複数国枠」 65,005 t へのアクセスを確保。
- 日本からの輸出関心が高い米国農産品 42 品目の関税撤廃・削減(醤油、ながいも、柿、メロン、切り花、盆栽等)。

3 工業品

<米国側>

(1) 自動車・自動車部品

- 自動車・自動車部品については、米国譲許表に「更なる交渉による関税撤廃」と明記。(自動車・自動車部品に係る具体的な関税撤廃期間や原産地規則は本協定で規定せず。)

※通商拡大法 232条の扱いについては、「両国は、両協定の誠実な履行がなされている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」旨を日米首脳共同声明で確認。数量制限、輸出自主規制等の措置を課すことはない旨は閣僚間で確認。

(2) その他の工業品

- 日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い品目を中心に、工業品（産業機械、化学品、鉄鋼製品等）の関税を撤廃、削減。

<日本側>

- 有税工業品は譲許せず。

II 日米デジタル貿易協定

1 意義

- 日本と米国との間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立することにより、両国間のデジタル貿易を促進する。
- デジタル貿易の促進により、日米両国の経済的な結びつきがより強固なものとなり、ひいては、日米の貿易を安定的に拡大させる。
- 本協定は、デジタル貿易の分野に関するハイレベルなルールを示すものであり、両国は引き続き、同分野での国際的なルール作りに主導的な役割を果たしていく。

2 概要

本協定には、具体的には以下の内容が規定されている。

- いずれの締約国も、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課してはならない。
- 一方の締約国は、他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。
- 締約国は、電子署名が電子的形式によるものであることのみを理由に法的な有効性を否定してはならない。
- いずれの締約国も、対象者の事業のために行われる場合には、公共政策の正当な目的のための措置を除いて、情報の電子的手段による国境を越える移転を禁止又は制限してはならない。
- いずれの締約国も、自国の領域で事業を行うための条件として、対象者に対し、自国内でのコンピュータ関連設備の利用・設置を要求してはならない。金融サービスについては、金融当局による規制や監督のためのアクセスが認められる限りにおいて同様。

- 各締約国は、オンライン上で、消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある詐欺的な商業活動を禁止するため、消費者保護に関する法令を制定し、又は維持する。
- 各締約国は、個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する。
- 各締約国は、迷惑メールの受信防止等の措置を採用し、又は維持する。
- 一方の締約国は、自国における輸入・販売等の条件として、ソフトウェアのソースコードやアルゴリズムの移転等を要求してはならない。但し、規制機関や司法当局の措置については、例外がある。
- SNS等の双方向コンピュータサービスについて、情報流通等に関連する損害の責任を決定するにあたって、提供者等を情報の発信主体として取り扱う措置を採用し、または維持してはならないこと等を規定する。
- いずれの締約国も、暗号を使用する情報通信技術產品の販売や輸入の条件として、製造者に対して、暗号法に関する情報の移転等を要求してはならない。
- その他、一般的例外、安全保障のための例外を規定。信用秩序の維持のための措置等については本協定を適用しないことを規定する。
- 両締約国の国内手続完了通知後、30日（又は別途合意する日）で効力を生ずる。通告後4か月で終了する。

農林水産品の合意の概要

	品目	合意の概要
日本の関税	米	<ul style="list-style-type: none"> ・除外(米国枠は設けない)(注1)
	小麦	<ul style="list-style-type: none"> ・TPPと同内容でマークアップ(政府が輸入する際に徴収している差益)を45%削減。(現行の国家貿易制度、枠外税率(55円/kg)を維持) ・TPPと同内容の米国枠(2019年度12万トン→2024年度15万トン、主要3銘柄45%、その他の銘柄50%のマークアップ削減)
	大麦	<ul style="list-style-type: none"> ・TPPと同内容でマークアップを45%削減。(現行の国家貿易制度、枠外税率(39円/kg)を維持) ・新たな米国枠は設けない。
	牛肉	<ul style="list-style-type: none"> ・TPPと同内容で9%まで関税削減し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。 ・セーフガード発動基準数量は、2020年度24.2万トン。以後、TPPの発動基準と同様に増加し、2033年度29.3万トン。 ・2023年度以降については、TPP11協定が修正されれば、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準に移行する方向で協議。
	豚肉	<ul style="list-style-type: none"> ・TPPと同内容で、従価税部分について関税を撤廃、従量税部分について関税を50円/kgまで削減。差額関税制度と分岐点価格(524円/kg)を維持し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。 ・従量税部分のセーフガードは、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準数量とし、2022年度9.0万トン、以後、TPPの発動基準数量と同様に増加し、2027年度15.0万トン。
	脱脂粉乳・バター	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな米国枠は設けない。(注2)
	ホエイ	<ul style="list-style-type: none"> ・TPPと同内容で、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量25~45%、25%未満)についてセーフガード付きで長期の関税削減期間を確保した上で関税を撤廃。
	チーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・TPPと同内容。 ・シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについて新たな米国枠は設けない。

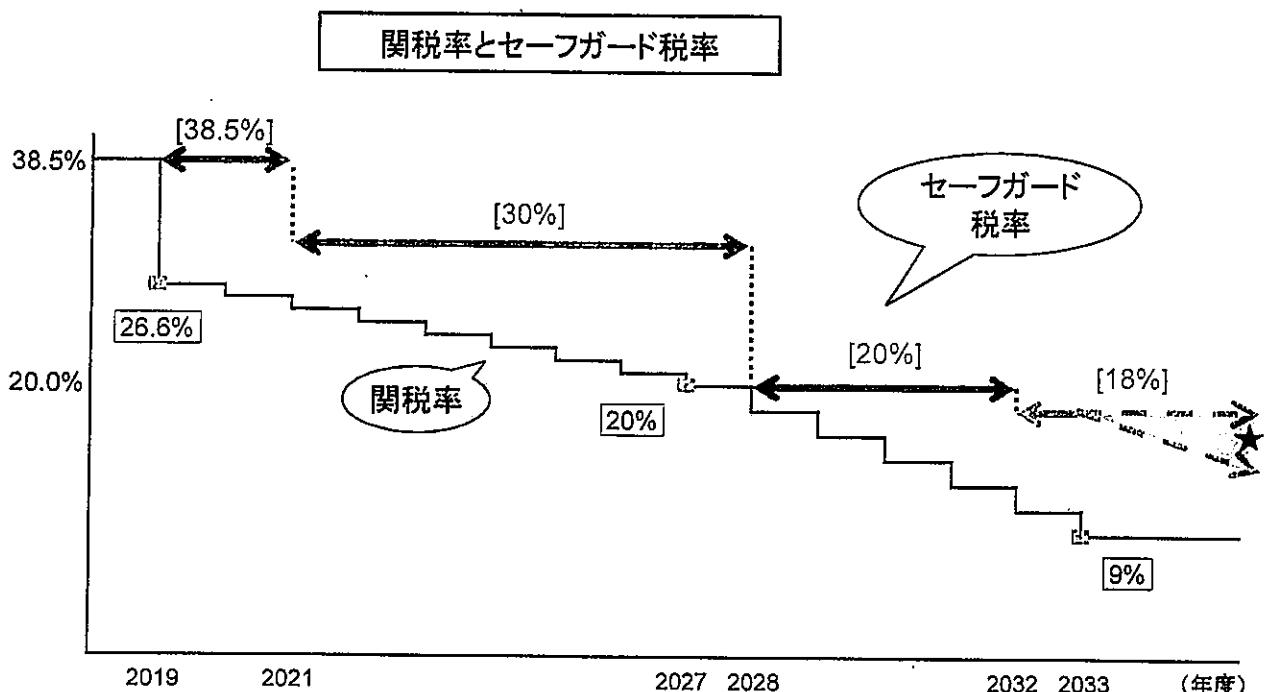
	品目	合意の概要
日本の 関税	園芸関連品	<ul style="list-style-type: none"> ・りんご(生果)、オレンジ(生果)、トマトピューレー・ペースト、トマトジュースはTPPと同内容。 ・オレンジ(生果)のセーフガード発動基準数量は、TPPの95%の水準(2019年度35,150トン→2024年度44,650トン)に設定。 ・トマトケチャップ、ぶどう、オレンジ・りんご果汁(一部除く)は、除外。
	砂糖・加糖調製品、 でん粉、豆類、 こんにゃく、茶	<ul style="list-style-type: none"> ・砂糖・異性化糖混合糖、異性化糖、でん粉、小豆、いんげんは、TPPと同内容。 ・粗糖・精製糖、こんにゃくいも、落花生の一部、茶の一部、ココア調製品等、チョコレート菓子は、譲許せず。(米国枠は設けない。)
	鶏卵、鶏肉、軽種馬、 天然はちみつ	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏肉(冷凍)、鶏肉調製品(牛・豚の肉を含まないもの)、全卵又は卵黄、卵白、天然はちみつ、軽種馬は、TPPと同内容。 ・鶏肉(生鮮、冷蔵)、鶏肉調製品(牛・豚の肉を含むもの)、殻付き卵は、除外。
	小麦の加工調製品等	<ul style="list-style-type: none"> ・麦芽(米国枠)、ベーカリー製品製造用小麦粉調製品、スペゲティ、マカロニ、ビスケット、クッキー、クラッカー等は、TPPと同内容。 ・いった小麦・小麦粉、その他の小麦粉調製品は、除外。
	牛肉・豚肉の 加工調製品等	<ul style="list-style-type: none"> ・牛内臓(ハラミ等)、牛タン、豚肉調製品(ハム・ベーコン、ソーセージ等)は、TPPと同内容。 ・生きた牛、豚(子豚、成豚の従量税部分)、牛肉30%未満の調製品、「塩蔵、乾燥、くん製牛肉及び牛肉粉」は、除外。
	乳製品の 加工調製品等	<ul style="list-style-type: none"> ・フローズンヨーグルト、乳糖、カゼイン、ミルクアルブミン等は、TPPと同内容。 ・特定の用途・種類のホエイは、TPPと同数量の米国枠を設定。 ・PEF(調製食用脂)、アイスクリーム・氷菓、全粉乳、バターミルクパウダー、加糖れん乳、無糖れん乳、無糖ココア調製品等は、除外(米国枠は設けない)。
	林産品(木材)・水産品	・譲許していない。

	品目	合意の概要
米国 の 関 税	牛肉の輸出	・米国向けの牛肉について、現行の日本枠200トン(2019年は3月20日、2018年は4月10日に超過)と64,805トンの複数国枠を合わせた、65,005トンの複数国枠へのアクセスを確保。
	その他日本からの輸出関心品目	・我が国の輸出関心が高い42品目(醤油、菓子類、冷蔵ながいも、切り花等)の関税削減・撤廃を獲得。

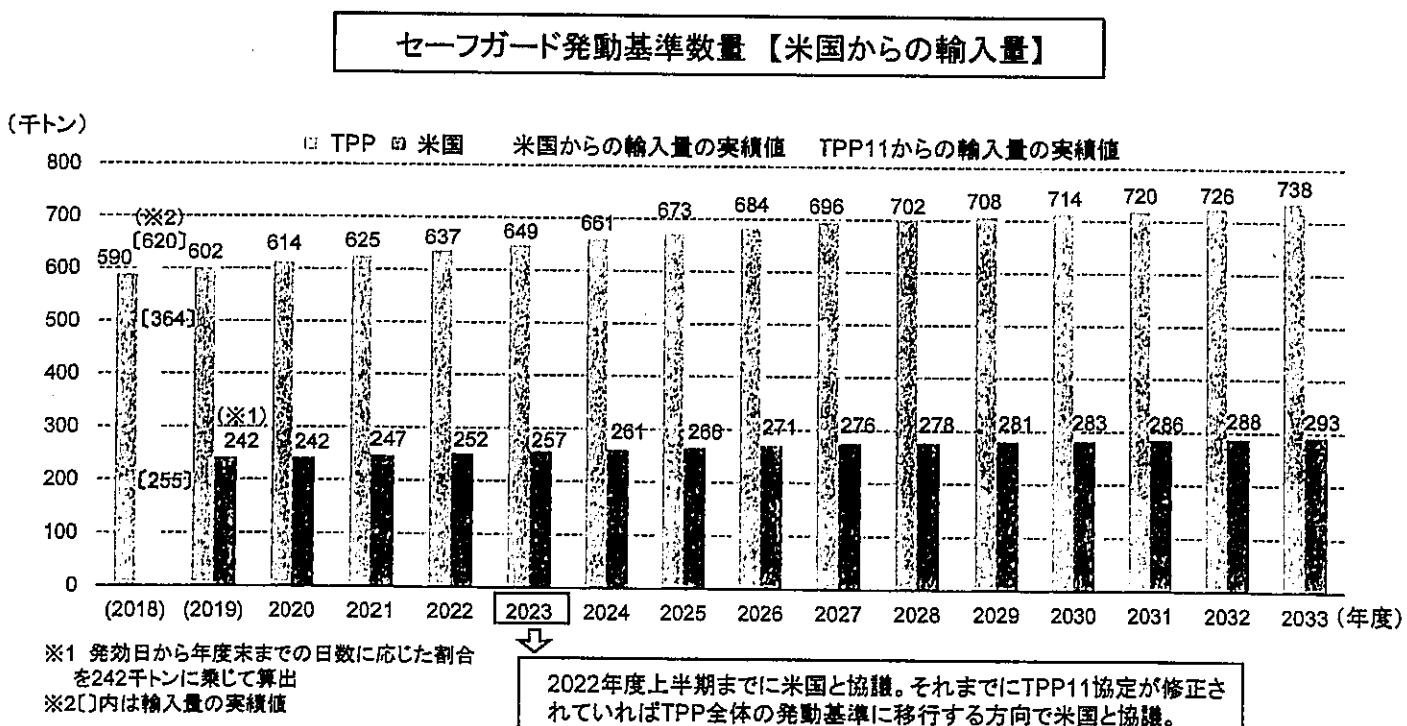
(注1)コメの既存WTO・SBS枠(国家貿易・最大10万実トン)について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

(注2)脱脂粉乳について、既存のWTO枠(国家貿易・生乳換算13.7万トン)の枠内に、内数として、たんぱく質含有量(無脂乳固形分中)35%以上の規格基準の輸入枠750トン(生乳換算0.5万トン)を設定。

参考1 牛肉の関税削減とセーフガードの概要



★2033年度以降のセーフガード発動時の税率:
毎年1%ずつ削減(セーフガードが発動されれば、次の年は削減しない)。4年間発動がなければ終了。



注1:セーフガードが発動された場合、米国と発動基準数量について協議を行う。

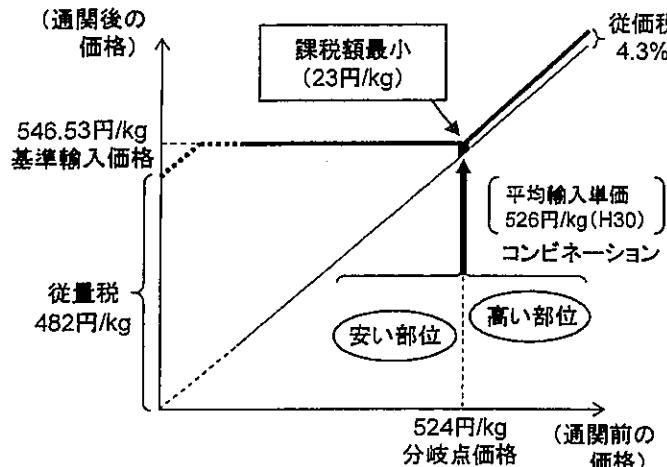
注2:2月、3月に発動数量を超えた場合の適用期間、2028～32年度の四半期ごとの発動数量に関する適用期間、衛生上の問題により輸入が停止された場合の不適用期間については、TPPと同内容。

注3:現行の関税緊急措置は不適用。

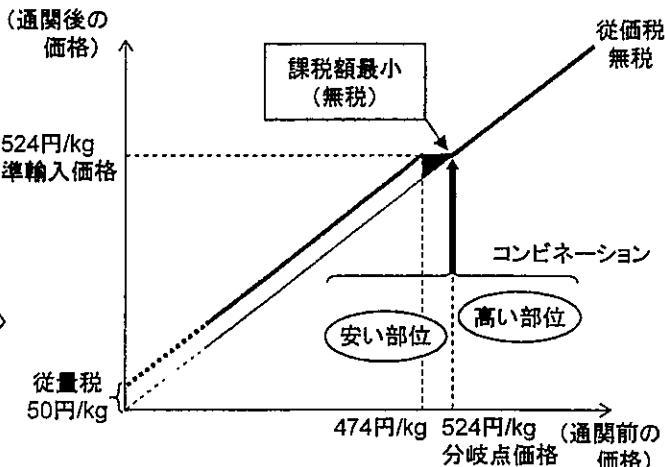
参考2 豚肉の関税削減・撤廃とセーフガードの概要

関税率(差額関税制度と分岐点価格)

【発効前】



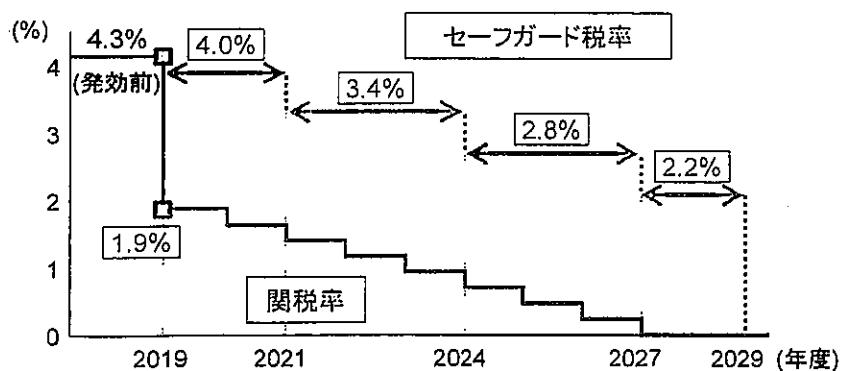
【関税削減最終年度】(2027年度)



セーフガード

【1. 従価税部分】

①関税率とセーフガード税率



②セーフガード発動基準数量 【米国からの輸入量】

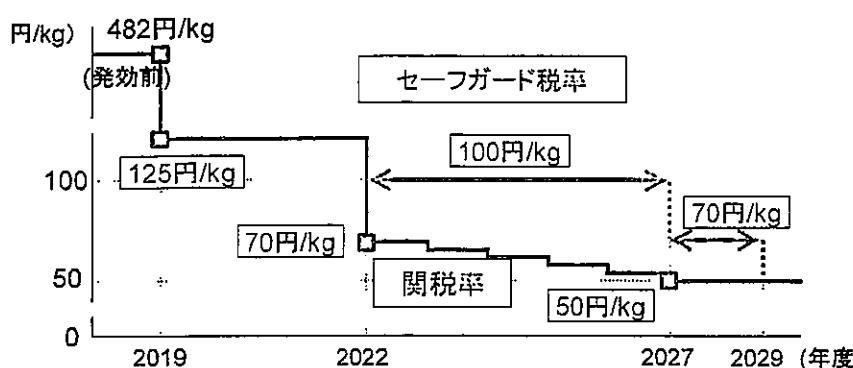
過去3年間の輸入量(注)の最高値に以下の割合を乗じた値を超えた場合に、年度末まで関税を引上げ

2019 年度	2020-23 年度	2024-28 年度
112%	116%	119%

(注)2021年度までは全輸入量、
2022年度以降は399円/kg以上の輸入量

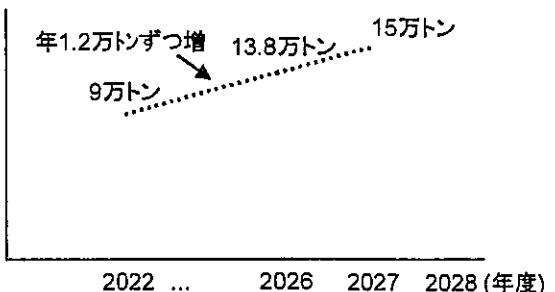
【2. 従量税部分】

①関税率とセーフガード税率



②セーフガード発動基準数量 【米国とTPP11発効国からの輸入量の合計】

(注)399円/kg未満の輸入量
発動期間は年度末まで



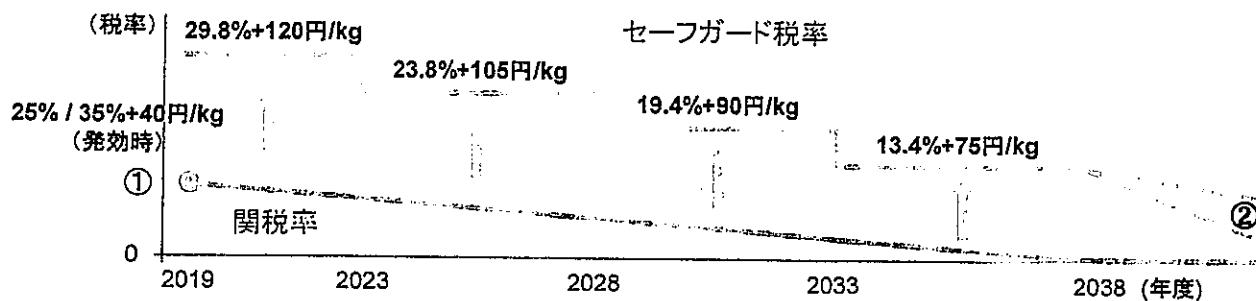
注1: 従量税部分のセーフガードが連続する3年間のうち2回発動された場合、米国と発動基準数量について協議を行う。

注2: 現行の関税緊急措置は不適用。

参考3 ホエイの関税撤廃とセーフガードの概要

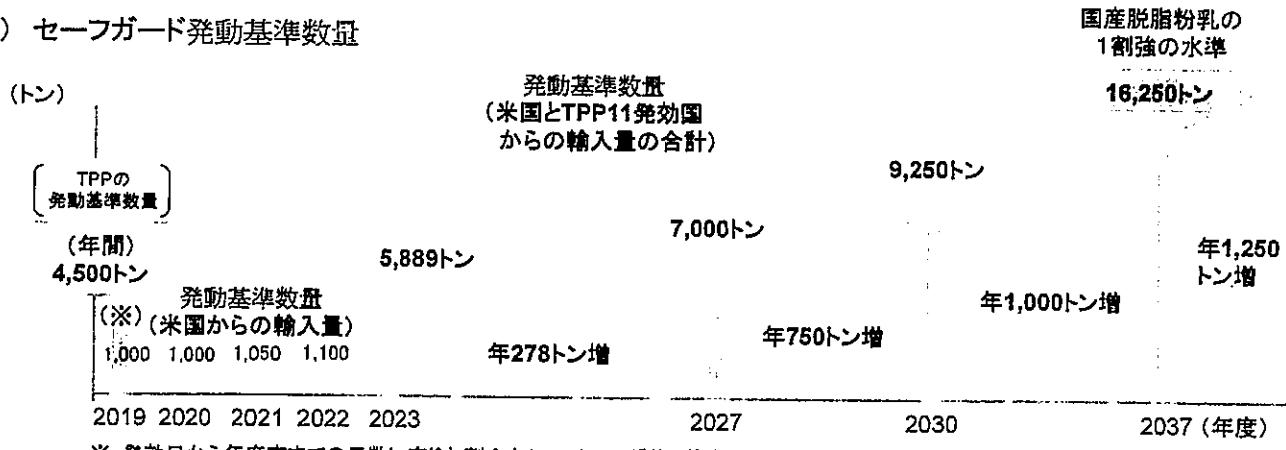
ホエイ(たんぱく質含有量25~45%)

(1) 関税率とセーフガード税率



- ① 発効時の関税水準は、直近3年(2016~18年度)の米国からの平均輸入価格(435円/kg)で換算すると142~192円/kg程度。
発効前の輸入は国家貿易により実施されており、枠内税率25% / 35%に加えてマークアップを徴収(直近3年では9円~368円/kg)。
現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kgまたは29.8%+ 687円/kg。
- ② 2038年度以降のセーフガード税率:毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減し、発動されれば削減幅が半減。3年間発動がなければ終了。

(2) セーフガード発動基準数量



※ 発効日から年度末までの日数に応じた割合を1,000トンに乗じて算出

注1:脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

注2:セーフガードが連続する3年間のうち2回発動された場合、米国と発動基準数量について協議を行う。

(参考)ホエイ(食用)の輸入量(製品重量)

(単位:トン)

		2016年度	2017年度	2018年度	シェア
全世界計		17,322	19,949	18,118	
TPP11	豪州	4,641	5,577	3,498	77%
	ニュージーランド	4,286	4,735	2,984	66%
	米国	142	702	336	7%
		1,298	1,428	1,054	23%

出典:財務省貿易統計(0404.10.111, 119, 121, 122, 129 (125, 126, 127, 128), 142, 151, 159, 161, 162, 169 (165, 166, 167, 168), 182)

参考4 チーズの関税削減・撤廃の概要

チーズの区分		現在の 関税率	TPP合意内容
主要ナチュラルチーズ	①フレッシュチーズ 〔クリームチーズ、モツツアレラ等〕	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・モツツアレラ等 (クリームチーズ以外): 現状維持 ・シュレッドチーズ原料用関税割当 国産品の使用を条件とした無税輸入 抱合せ 国産品:輸入品 = 1:3.5 ・クリームチーズ 脂肪分45%未満: 段階的に16年目に撤廃 脂肪分45%以上: 即時10%削減 (29.8%→26.8%)
	②ブルーチーズ	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・11年目までに50%削減
	③その他チーズ (熟成チーズ) 〔チェダー、ゴーダ、カマンベール等〕	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトチーズ(カマンベール等): 現状維持 ・ソフトチーズ以外(チェダー、ゴーダ等) : 段階的に16年目に撤廃
※プロセスチーズ原料用チーズ(①、②、③のチーズ、主にチェダー、ゴーダ等) 国産品の使用を条件に無税輸入を認める抱合せ制度 (国産品:輸入品 = 1:2.5)			<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度を維持
ナチュラルチーズを加工したチーズ	④シュレッドチーズ	22.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に16年目に撤廃
	⑤おろし及び粉チーズ	26.3% 又は 40.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に16年目に撤廃
	⑥プロセスチーズ	40.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持 ・国別関税割当 豪、NZ、米に 各100t(当初)→150t(11年目) 枠内税率 段階的に11年目で撤廃

注1: 今回の合意はTPPと同内容。ただし、

①シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては、米国枠は設けない。

②関税撤廃等の年は、2019年度発効の場合、TPP合意内容から1年短縮。

注2: [] は関税撤廃の例外

「日米貿易協定」の最終合意について

令和元年9月26日

農林水産大臣談話

1 本日、安倍総理大臣と米国のトランプ大統領が首脳会談を行い、日米貿易協定の最終合意に至りました。

2 日米貿易協定については、我が国の農林水産業が、今後とも国基（もとい）として発展し、将来にわたって、その重要な役割を果たしていくことができるよう、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限との考え方の下、粘り強く交渉に取り組んでまいりました。

3 最終合意においては、農林水産品に係る日本側の関税について、TPPの範囲内とすることことができました。

我が国の国民の主食である米について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保しました。また、脱脂粉乳・バターなど、TPPでTPPワイドの関税割当枠が設定された品目について、新たな米国枠を一切認めませんでした。さらに、牛肉について、TPPと同内容の関税削減とし、2020年度のセーフガードの発動基準数量を、昨年度の米国からの輸入実績より低い水準としました。

これらのほか、輸入実績がない品目、TPPで関税削減・撤廃した木材・水産品全てを「除外」としました。

今後の農林水産業の発展にとって重要な輸出の促進についても、意義ある成果を獲得することができました。まず、牛肉について、現行の日本枠200トンと複数国枠を合体し、複数国枠65,005トンへのアクセスを確保しました。また、醤油、長いも、柿、切り花などで関税撤廃・削減を獲得しました。

4 TPP11、日EU・EPA協定に続く今回の日米貿易協定の最終合意により、我が国は名実共に新たな国際環境に入ります。農林水産省としては、農林漁業者をはじめとする国民の皆様の懸念と不安を払拭するため、合意内容について説明を尽くしてまいります。また、強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、我が国農林水産業の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等万全の対策を政府一体となって講じてまいりますので、国民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

II 豚コレラ対策、防疫指針改定 — 愛知県内全域でワクチン接種へ —

1. 政府の対応

- 9月13日、埼玉県の養豚場で、国内41例目、関東初となる豚コレラの発生が確認された。関東1都6県（茨木、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）の飼養豚数は227万頭で全国の24.8%となっている。
- 9月20日、自民党の農林・食料戦略調査会、農林部会合同会議が開催され、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の改定を進めることができた。
- 9月27日、農水省は、都道府県知事への意見照会および10月7日までを期限としたパブリックコメントを実施した。
- 10月15日、農水省は、予防的なワクチン接種を盛り込んだ新たな豚コレラの特定家畜伝染病防疫指針を施行した。

【指針のポイント】

- (1) 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、農林水産省が予防的ワクチン接種推奨地域を設定
 - 予防的ワクチン接種推奨地域（令和元年10月5日現在）
 - ・10県（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、群馬県、埼玉県、滋賀県、愛知県、三重県）
- (2) 都道府県が予防的ワクチン接種プログラムを作成、農林水産省が確認
- (3) 県が区域を定め、予防的ワクチン接種を開始（自治事務）
 - ワクチン接種プログラム
 - ・接種区域の範囲、初回接種及びその後の子豚への接種計画等を作成
 - 流通制限の範囲
 - ・生きた豚、精液、受精卵については、原則として接種地域内の農場、と畜場等への移動、流通等に限定（交差汚染防止対策を行ったと畜場を除く）。（農林水産省、厚生労働省）
 - ・と畜場で処理後の肉、肉製品、副生物等については流通制限しない（飼料の加熱処理の遵守・野外放棄防止を徹底）。
 - ワクチン接種後に豚コレラが発生した場合は、当該農場は全頭殺処分となる。
 - 国及び都道府県は、ワクチン接種した豚等の安全性について正確な情報提供を行うとともに、不適正な表示に対し適切に指導を行う。

2. 愛知県の対応

- 10月15日、公益社団法人愛知県畜産協会、愛知県農業協同組合中央会、一般社団法人愛知県養豚協会、愛知県養豚農業協同組合、愛知県飼料工業会は連名で、大村愛知県知事に対し、豚コレラに係る予防的ワクチンの接種について県全域を対象にすること、養豚農家の経費負担の軽減等を要請した。(別紙1の通り)
- 大村知事は、畜産関係団体の要請を受け「愛知県内全域でのワクチン接種を決断し速やかに実行していく。本日より直ちに手続きを開始し、今月中にはワクチン接種に踏み切りたい。」と回答した。
- また、「ワクチン接種は、野生イノシシが発生している地域からワクチン接種し、その後、すべての養豚農家へのワクチン接種を行う。」と発言した。
- 要請終了後、記者からの接種にあたって養豚農家の負担はどうなるのかとの質問に対して、知事は、「従来は条例に基づき手数料を徴収していたが、その条例は廃止されており、農家から手数料をいただく根拠がない。緊急のことなので当面は県が負担することになる。」と発言した。
- 同日、大村知事は県内全域へのワクチン接種を実施すると表明した。改定防疫指針に基づき、接種プログラムを国に提出し、10月下旬に接種を始める予定とした。
- なお、県によると対象となる豚は199農場の約24万頭で、豊田市など野生イノシシの感染が確認された地域から作業を進め、全頭の接種には1カ月程度かかると見込まれている。



愛知県知事
大村秀章 殿

豚コレラに係る予防的ワクチンの接種についての要請

日頃は、本県農業・農村の振興に格別のご理解・ご支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、豚コレラについては、昨年9月に岐阜県で発生して以来、収まる気配がなく、関東地域まで感染の範囲が広がっております。

国は、このような状況を受けて、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を見直し、ワクチン接種推奨地域を設定し、知事による予防的ワクチン接種の実施を認めることとしました。

本県におきましては、行政、団体、生産者による懸命な防疫措置にもかかわらず、野生いのししにおける豚コレラ感染が継続的に確認されており、衛生管理の徹底のみによっては、感染の防止が困難な状況に至っていると考えられます。

つきましては、本県の養豚業・養豚関連産業を維持するために、下記事項について、特段のご配慮をいただきますようお願ひいたします。

記

1. 豚コレラの発生を予防するため、豚へのワクチンを接種すること。また、ワクチン接種地域はワクチン接種豚等の移動に支障が生じることがないよう県全域を対象に設定すること。
2. 予防的ワクチンの接種は国が接種推奨地域を設定して、知事の命令により実施するものであることから、可能な限り養豚農家の経費負担を軽減すること。
3. ワクチン接種による風評被害を防止すること。
4. ワクチン接種地域を対象とした価格下落に伴う損失補てん制度の創設を国に働きかけること。
5. ワクチン接種農家のと畜場出荷・化製処理等に支障を生じないよう、接種県と非接種県の間の連携を強化すること。

以上

令和元年10月15日

公益社団法人愛知県畜産協会

理 事 長 田中一郎

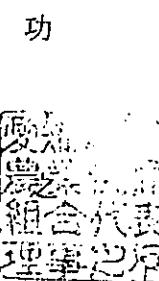
愛知県農業協同組合中央会

代表理事長 前田



一般社団法人愛知県養豚協会

理 事 長 久米功

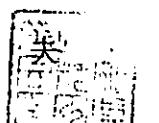


愛知県養豚農業協同組合

代表理事組合長 久米裕

愛知県飼料工業会

会 長 渡邊峰



農政をめぐる情勢

令和元年10月23日 280部
編集・発行 愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号
電話 052 (951) 6944
(ファクシミリ 052 (957) 1941)

印 刷 大栄印刷工業株式会社
電話 052 (937) 0180
(ファクシミリ 052 (937) 0210)